

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 849,840 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和4年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源			
			特 定 財 源				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他					
民 生 費	社会福祉費	336,099	93,871	52,080			55,461	134,687	20,395		
	老人福祉費	52,342	2,900	386			22,834	26,222	3,970		
	児童福祉費	118,677	43,714	10,599			18,447	45,917	6,953		
	小 計	507,118	140,485	63,065			96,742	206,826	31,318		
衛 生 費	保健衛生費	342,722	24,075	3,720	58,500		67,010	189,417	28,682		
合 計		849,840	164,560	66,785	58,500		163,752	396,243	60,000		

※経費区分については、令和4年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。